

毎週火、金曜日発行(内休日)に当たるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

- 目次
- ◇教委規則 教育長に対する事務委任規則の一部改正
職員の職の設置に関する規則の一部改正
 - ◇公安告示 一方通行の実施

教育委員会規則

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年九月三十日

鳥取県教育委員会委員長 米原 穰

鳥取県教育委員会規則第十号

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務委任規則(昭和三十一年十月鳥取県

教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「および懲戒」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年九月三十日

鳥取県教育委員会委員長 米原 穰

鳥取県教育委員会規則第十一号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「医師」の次に「自動車整備士」を加える。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八号

道路交通取締法第六条の規定により次のとおり交通制限を行う。

昭和三十三年九月三十日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 制限する場所

- (1) 県道鳥取停車場線鳥取市駅前から同市元とりせん百貨店前十字路まで一八〇メートルの間。
- (2) 県道西町鳥取停車場線鳥取市東品治町六一ノ二番地(鳥取大丸百貨店横角)地先から同市瓦町一三三番地(尾坂美人方前)地先まで一一九メートルの間。
- (3) 鳥取市道川端線鳥取市川端一丁目六〇番地(大沢陶器店前)地先から同市川端二丁目五二番地(富士

- (4) 屋飲食店前)地先まで二五〇メートルの間。
- (4) 県道江北倉吉線、県道長瀬倉吉線に亘る倉吉市堺町一丁目八七二番地(小倉常藏)地先から同市河原町一、七八〇番地(小林清太郎)地先まで一、六〇〇メートルの間。

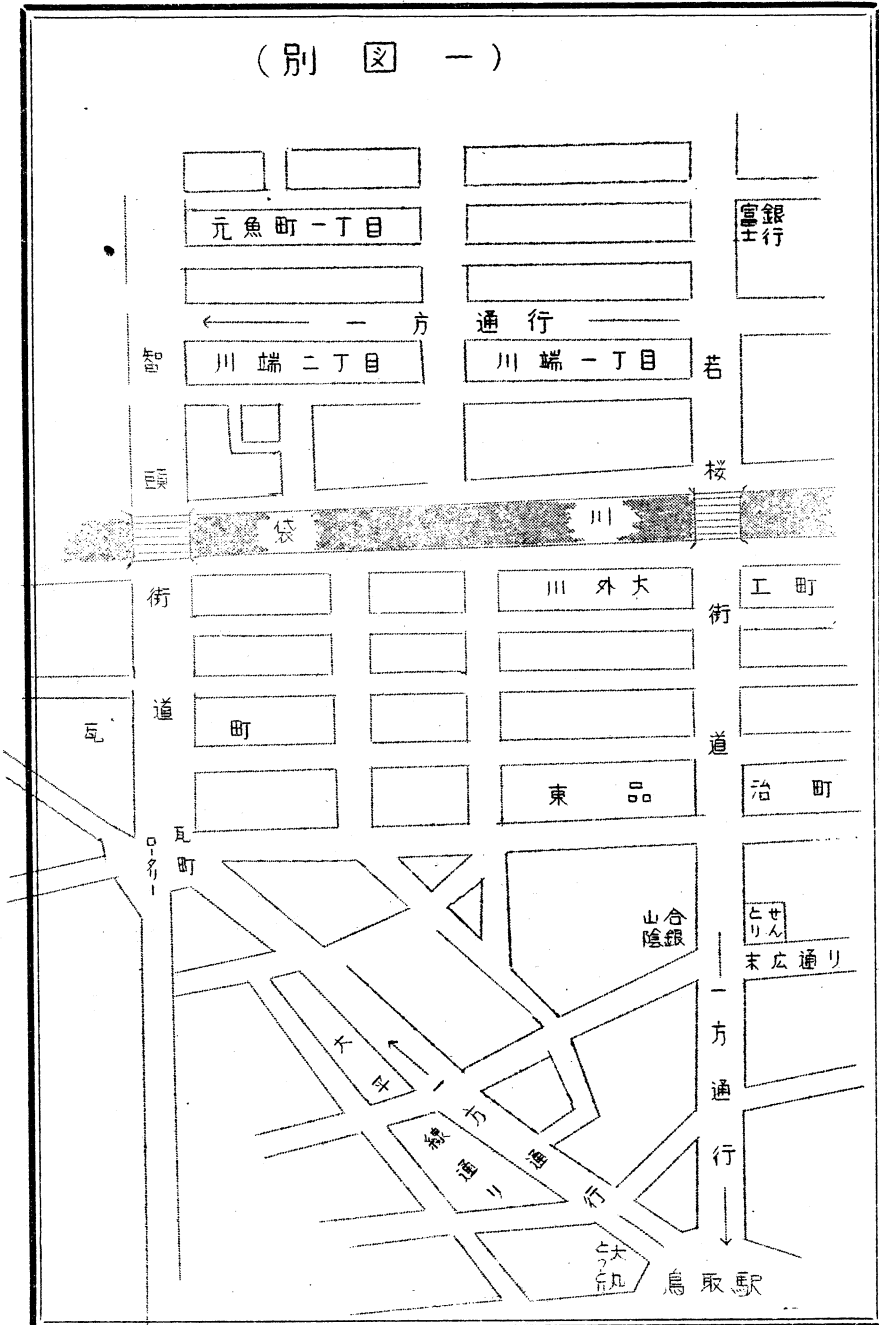
二 制限の種類

一方通行(別図一及び二図の矢印の方向のみに一方通行するものとする。)

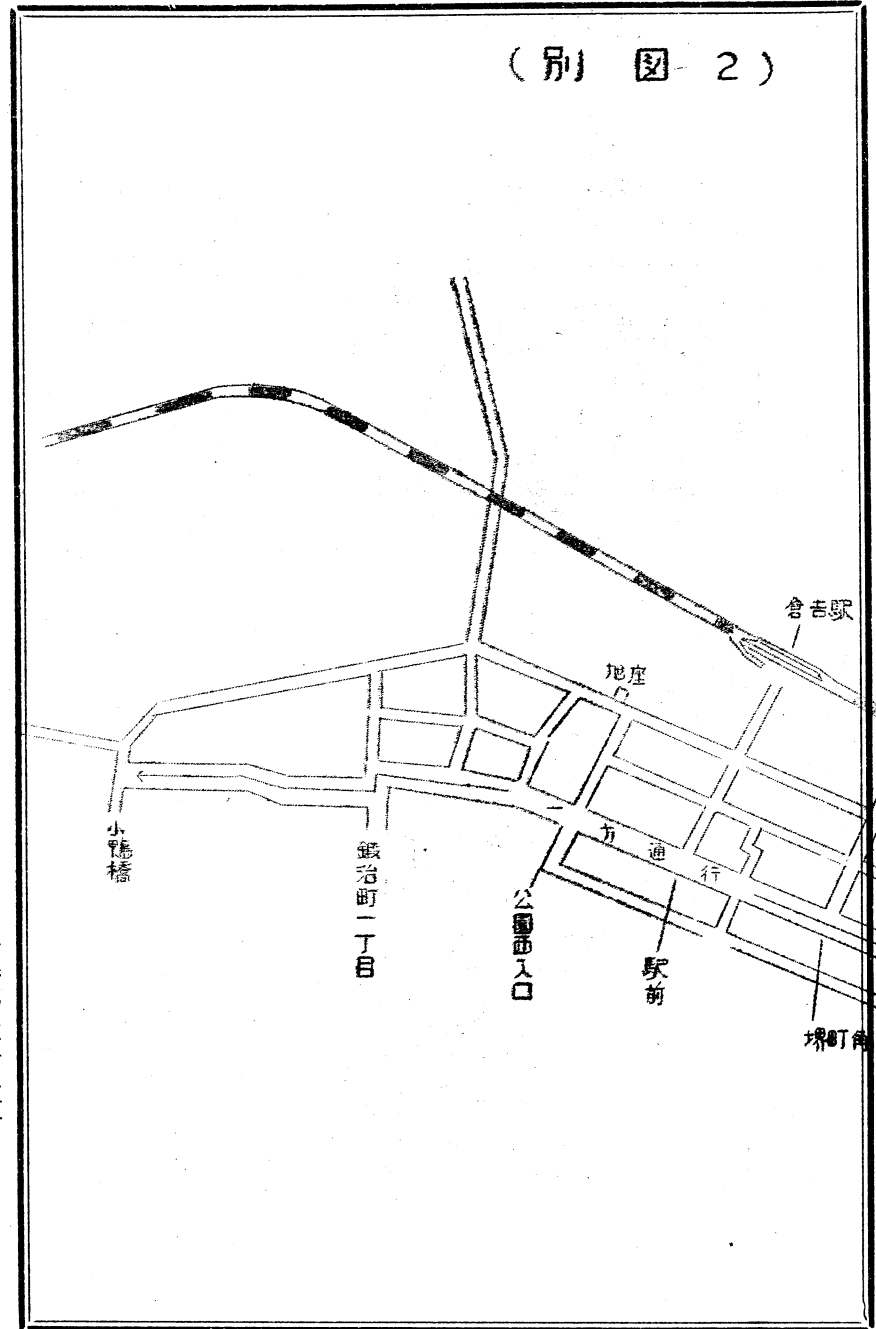
三 制限対象

- 一 図については、自転車を除く諸車。
- 二 図については、自動車とする。

(別 図 一)



(別圖-2)



昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行所 鳥取市東町取
 印刷所 鳥取市東町取
 印刷所 鳥取市東町取
 印刷所 鳥取市東町取